

平成28年 第2回定例会

道志村議会会議録

平成28年3月8日 開会

平成28年3月18日 閉会

道志村議会

平成28年第2回道志村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月8日)

○議事日程	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○職務のため議場に出席した者の職氏名	5
○開会の宣告	6
○村長挨拶	6
○開議の宣告	8
○議事日程の報告	8
○諸般の報告	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○一般質問	10
出 羽 和 平 君	10
大 田 博 文 君	13
水 越 茂 広 君	16
山 口 力 君	19
長 田 達 義 君	23

第 2 号 (3月11日)

○議事日程	27
○出席議員	28
○欠席議員	28
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	28
○職務のため議場に出席した者の職氏名	29

○開議の宣告	30
○議事日程の報告	30
○議案第4号から議案第5号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	30
○議案第6号から議案第17号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	31
○議案第18号から議案第19号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	38
○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○議案第21号から議案第29号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	41
○議案第30号から議案第37号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	44

第 3 号 (3月18日)

○議事日程	51
○出席議員	51
○欠席議員	51
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	51
○職務のため議場に出席した者の職氏名	52
○開議の宣告	53
○議事日程の報告	53
○諸般の報告	53
○日程の追加	54
○議案第38号から議案第45号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	54
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
○閉会中の継続調査について	64
○村長挨拶	64
○閉議の宣告	66
○閉会の宣告	66
○署名議員	67

平成28年第2回道志村議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年3月3日

道志村長 長 田 富 也

記

1 日 時 平成28年3月8日(火)

2 場 所 道志村役場議場

◎応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番 出羽和平君

2番 水越茂広君

3番 山口博康君

4番 池谷高明君

5番 大田博文君

6番 長田達義君

7番 山口力君

8番 山口勝也君

9番 杉本秀明君

10番 佐藤定三君

不応招議員（なし）

平成 28 年第 2 回道志村議会定例会

議事日程 (第 1 号)

平成 28 年 3 月 8 日 (火曜日) 午前 10 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定の件
- 第 3 一般質問
- 第 4 議案第 4 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 5 議案第 5 号 道志村法務専門職員の任用等に関する条例
- 第 6 議案第 6 号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 7 号 道志村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 8 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 9 号 道志村各種委員等報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 10 号 道志村職員給与条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 11 号 道志村職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第 12 号 道志村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第 13 号 道志村家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第 14 号 道志村すこやか子育て医療費助成金支給条例の一部を改正する条例
- 第 15 議案第 15 号 道志村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 16 議案第 16 号 道志村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 17 議案第 17 号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 18 議案第 18 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市

町村総合事務組合規約の変更の件

- 第 19 議案第 19 号 山梨県東部広域連合規約の変更について
- 第 20 議案第 20 号 道志村過疎地域自立促進計画について
- 第 21 議案第 21 号 道志川溪流フィッシングセンターの指定管理者の指定について
- 第 22 議案第 22 号 道志森のコテージの指定管理者の指定について
- 第 23 議案第 23 号 道志の湯の指定管理者の指定について
- 第 24 議案第 24 号 道志村交流促進施設の指定管理者の指定について
- 第 25 議案第 25 号 道志村特産品加工施設の指定管理者の指定について
- 第 26 議案第 26 号 道志村水稻育苗センターの指定管理者の指定について
- 第 27 議案第 27 号 室久保魚苗センターの指定管理者の指定について
- 第 28 議案第 28 号 みなもと体験館道志・久保分校の指定管理者の指定について
- 第 29 議案第 29 号 道志村農林水産物処理加工施設豆腐加工所の指定管理者の指定について
- 第 30 議案第 30 号 平成 27 年度道志村一般会計補正予算（第 6 回）
- 第 31 議案第 31 号 平成 27 年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）
- 第 32 議案第 32 号 平成 27 年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 回）
- 第 33 議案第 33 号 平成 27 年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 回）
- 第 34 議案第 34 号 平成 27 年度道志村介護保険特別会計補正予算（第 2 回）
- 第 35 議案第 35 号 平成 27 年度道志村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 36 議案第 36 号 平成 27 年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 回）
- 第 37 議案第 37 号 平成 27 年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 38 議案第 38 号 平成 28 年度道志村一般会計予算
- 第 39 議案第 39 号 平成 28 年度道志村国民健康保険特別会計予算
- 第 40 議案第 40 号 平成 28 年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算
- 第 41 議案第 41 号 平成 28 年度道志村簡易水道事業特別会計予算
- 第 42 議案第 42 号 平成 28 年度道志村介護保険特別会計予算
- 第 43 議案第 43 号 平成 28 年度道志村介護保険サービス事業特別会計予算
- 第 44 議案第 44 号 平成 28 年度道志村浄化槽事業特別会計予算
- 第 45 議案第 45 号 平成 28 年度道志村後期高齢者医療特別会計予算

出席議員（９名）

1番	出羽和平君	2番	水越茂広君
3番	山口博康君	4番	池谷高明君
5番	大田博文君	6番	長田達義君
7番	山口力君	8番	山口勝也君
9番	杉本秀明君		

欠席議員（１名）

10番 佐藤定三君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	教育長	長田和夫君
総務課長	山口晃司君	住民健康課長	山口亮君
産業振興課長	佐藤万寿人君	ふるさと創生 推進室長	諏訪本栄君
教育課長	山口幹夫君		

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局次長 佐藤太清君

◎開会の宣告

○議長（山口博康君） ただいまの出席議員は9名で定足数に達しております。

よって、平成28年第2回道志村議会定例会は成立しましたので、これより開会いたします。

（午前10時00分）

◎村長挨拶

○議長（山口博康君） ここで、長田村長から招集の挨拶をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 長田村長。

○村長（長田富也君） 平成28年第2回道志村議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに3月定例議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には年度末で何かとご多忙にもかかわらず出席を賜り、感謝申し上げます。

また、日ごろの精力的な議会活動に対しましても、この場をおかりし、感謝申し上げます次第であります。

さて、平成27年度における重要課題でありました道志村総合計画、総合戦略・人口ビジョン、過疎計画の3つの計画につきましては、議会、村民初め多くの皆様方にご参画をいただきながら策定を進めていただいておりますが、昨日、総合計画審議会より最終案の答申をいただき、これをもって全ての計画案がまとまりましたので、本定例会に提示できる運びとなりました。

議員各位には策定に当たり貴重なご意見、ご提案をいただき、改めて感謝申し上げますとともに、来年度は施策の実施元年ということになりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます次第でございます。

それぞれの計画について説明させていただきますと、総合計画につきましては、自然環境、生活基盤の整備・推進、産業・地域経済活性化の推進、教育・文化の推進、医療・福祉環境の充実、運営・協働の推進の5項目を基本構想、5つの志として位置づけ、それぞれの構想に10年後を見据えた指標を設けたものになっております。

また、総合戦略につきましては、昨年12月に策定しました人口ビジョンにおいて2060年における目標人口を1,562人と設定し、若者に夢や希望の持てる村づくりとして、移住定住対策、

子育て支援、産業の創造、雇用対策などを施策とし、戦略的に盛り込んだものとなっております。

過疎計画につきましても、過疎化に歯どめをかけ、自立した地域の存続のため必要な施策を計画的に実施するための計画でありまして、総合計画、総合戦略の施策と整合性を図りながら、また、今後の財政運営状況を加味した中で事業を旗上げたものとなっております。

いずれの計画も村の将来にとりまして非常に重要なものとなっておりますが、施策の実施に当たっては優先順位をつけ、選択と集中をもって取り組んでいきたいと考えております。

また、このことを念頭に置き、平成28年度当初予算案においても、生活基盤と産業基盤を整備しながら、乳幼児から児童・生徒、子育て世代、そして高齢者までを切れ目なく支援し、福祉に手厚い、「住んでみたい村、住んでよかった村」の実現を目指したものとなっております、詳細は予算審議の中で説明させていただきたいと考えております。

さて、本定例会に提出します議案につきましては、条例の制定、一部改正案として、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を含む14案件です。行政不服審査法の改正、番号法の改正、税制改正などに伴う条例の所要の改正、人事院勧告による職員給与の見直し、介護施設の基準の改正などによる対応が主な内容となっております。

次に、帰属団体及び組合の規約変更に伴う議案として、山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更の件、山梨県東部広域連合規約の変更についての2案件、道志村過疎地域自立促進計画について、道志村の個々の施設の指定管理について同意を求める議案9案件、平成27年度補正予算として、平成27年度道志村一般会計補正予算（第6回）、平成27年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第3回）、平成27年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2回）、平成27年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第3回）、平成27年度道志村介護保険特別会計補正予算（第2回）、平成27年度道志村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1回）、平成27年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）、平成27年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の8案件、平成28年度当初予算案としまして、平成28年度道志村一般会計予算、平成28年度道志村国民健康保険特別会計予算、平成28年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算、平成28年度道志村簡易水道事業特別会計予算、平成28年度道志村介護保険特別会計予算、平成28年度道志村介護保険サービス事業特別会計予算、平成28年度道志村浄化槽事業特別会計予算、平成28年度道志村後期高齢者医療特別会計予算の8案件でございます。

以上、44議案の提出となっております。

平成28年度道志村一般会計予算の概要を説明いたしますと、平成28年度における予算総額は歳入歳出それぞれ19億6,700万円となり、学校建設が平成27年度で予算措置が終了しましたので、対前年度比を見ますと6億1,100万円の減額となっております。

歳入につきましては、財務4指標の推移を見ながら、特に実質公債費比率が早期健全化基準の25%を超えないよう起債制限額を設け、平成28年度においては起債総額1億9,154万9,000円として、対前年度比4億8,000万円の減額となっております。

歳出につきましては、新規事業として、公共施設などの総合管理計画策定事業委託561万6,000円、防災備蓄倉庫、一時避難施設の設置1,423万5,000円、介護基盤整備などの事業補助金9,782万円、福祉センター特殊浴槽装置の設置整備872万7,000円、学童保育所建設事業3,502万1,000円、保育所屋外運動広場整備工事600万円を主事業として計上し、ソフト事業として、すこやか子育て医療の拡充、移住定住対策、産業の6次化の推進、新規の事業者への助成、特産品の開発など総合戦略の施策を盛り込んだものとなっております。

また、継続事業として、減災防災事業、橋梁耐震補強事業、観光施設整備事業、村道・農村道の改修事業費などを主な事業として計上させていただいております。

また、平成27年度補正予算において創生加速化交付金を見込み、平成28年度への繰越事業として横浜市内へのアンテナショップの設置費を計上させていただいており、農産物の販売、Iターン・Uターンの対応の窓口としても活用を図り、創生事業の戦略の拠点として考えております。

以上が本定例会の提出案件の概要であります。

人口減少に歯止めをかけ、魅力あふれる活力に満ちた道志村づくりに向け、今後も邁進していく所存であります。どうかご理解の上ご審議を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（山口博康君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（山口博康君） 本日の議事は、配付してあります日程表のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（山口博康君） 諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項、平成27年11月、12月及び平成28年1月分の例月出納検査についての報告が提出されております。その写しをお手元に配付しておきました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山口博康君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、第2番議員、水越茂広君及び第4番議員、池谷高明君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（山口博康君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

会期につきましては、議会運営委員会において協議しておりますので、委員長から協議結果の報告をお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 議会運営委員長。

〔議会運営委員長 水越茂広君 登壇〕

○議会運営委員長（水越茂広君） 報告いたします。

議長から、去る3月3日、会期の件につきまして諮問があり、議会運営委員会におきまして会議を開き協議した結果、会期につきましては本日から18日までの11日間の日程とすることにいたしました。

以上、報告いたします。

○議長（山口博康君） ご苦労さまです。

お諮りいたします。

今期の定例会は、ただいま委員長の報告のとおり、本日から18日までの11日間といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの11日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（山口博康君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は通告制となっております。

通告は5件受理しております。順番に発言を許します。

◇ 出羽 和 平 君

○議長（山口博康君） 1番議員、出羽和平君の発言を許します。

〔「議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 1番議員、出羽和平君。

〔1番 出羽和平君 登壇〕

○1番（出羽和平君） 私は、次の2点について質問いたします。

まず最初に当初予算の件です。

平成27年度は、次の10年計画である総合計画、5年計画の総合戦略の取りまとめが行われました。平成28年度から計画的に事業を確実に実施し、結果を残すことが求められます。しかし、小・中学校の建設に伴い財政基盤は非常に厳しくなっています。取り組む事業の選択と集中がより求められています。そんな状況下、当初予算を組むことは大変だったと思います。

そこで村長に伺います。「住んでみたい村、住んでよかった村」づくりのため、平成28年度当初予算ではどのような事業を提案しているのか。具体的な取り組みについて、継続事業以外で目玉になるような事業は何かお答えください。

次に、地方公会計の整備状況について伺います。

地方公会計については、統一的な基準による財務処理等を原則として、平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用することが求められています。特に公共施設等の老朽化対策においても活用可能である固定資産台帳は、早期に整備することが望まれます。現金主義・単式簿記から発生主義・複式簿記になり、統一的な基準による財務処理等を作成するためには、ノウハウを習得するための職員の育成や、ICTを活用したシステムの整備が不可欠であります。

国では、平成27年度には関係機関における研修の充実強化や標準的なソフトウェアの無償提供も行う予定になっており、固定資産台帳の整備等に要する一定の経費は特別交付税措置を講じるとなっております。

そこで、公会計導入について、次の5点の進捗状況と今後の予定についてお答えください。

1、公会計導入実施はいつからですか、2、作成しなければならない財務書類とは何ですか、3、システムの提供は受けましたか、4、固定資産台帳は整備しましたか、5、人材育成として職員の研修はどうするのかの以上5点について回答をお願いいたします。

○議長（山口博康君） 出羽和平議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 村長。

○村長（長田富也君） それでは、出羽議員さんの質問にお答えいたします。

当初予算で目玉となる事業は何かとのご質問ですが、議員が言われますとおり、昨年度から進めております総合計画、総合戦略、過疎計画の施策案がまとまり、平成28年度から施策を実施することになります。平成28年度予算は、産業の6次化の推進、移住定住対策、創業支援などの施策を複合的に実施する予定となっており、総合戦略による事業費8,703万8,000円を織り込んだものとなっております。

総合戦略事業において平成27年度補正予算に計上されております横浜市内へのアンテナショップの設置事業費4,850万円、創業事業費として平成28年度において実施予定となっております。この事業は、横浜市保土ヶ谷区松原商店街に約50平方メートルのアンテナショップを設置し、村の特産品の販売と観光案内、またIターン・Uターンへの対応を考えており、農業、観光業の振興と産業の6次化、定住促進につながる事業として総合戦略の目玉として考えております。

また、子育て世代への支援として学童保育所の建築事業費3,502万1,000円、すこやか子育て医療費助成の18歳までの引き上げ、高齢者福祉対策として介護福祉施設の建設助成費9,782万円を計上し、児童福祉から高齢者福祉まで切れ目なく支援を行い、「住んでみたい村、住んでよかった村」の実現を図りたいと思っております。

私の答弁は以上でございます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 総務課長。

○総務課長（山口晃司君） 引き続きまして、地方公会計の整備状況についてのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、公会計導入実施はいつからかのご質問でございますが、国が示します公会計制度の導入方法に期末一括仕訳方式と日々仕訳方式の2つの方式がございます。期末一括仕訳方式を選択した自治体については、平成29年度までに平成28年度決算に係る財務書類を作成し、また、

日々仕訳方式を選択した自治体は、平成30年度までに平成29年度に係る財務書類を作成し、公表することが義務づけられております。本村では、予算規模や事務作業の効率等を考慮し、関係職員による検討会を経まして日々仕訳方式を選択しました。

以上のことから、現在、平成30年度までに平成29年度に係る財務書類を公表できるよう準備を進めているところです。

次に、作成しなければならない財務書類の種類についてご質問でございますが、国は、全国の地方公共団体の決算を統一的な基準で比較したいという観点から、公会計処理に当たって統一的な基準を設けております。1つは発生主義・複式簿記の導入、2つ目は固定資産台帳の整備、3つ目は比較可能性の確保を推進することとなっております。このことから、固定資産台帳の整備と複式簿記に対応した決算書の調製が必要ということになります。

次に、システムの提供を受けたかのご質問でございますが、国が無償提供を考えておりますソフトウェアは日々仕訳方式には対応していないこと、また、村のシステムに接続するためには別途、中間サーバーを設ける必要があることから、設備費、維持費等を考えますと、国が無償で提供するソフトを導入することを断念したところでございます。

次に、固定資産台帳は整備したかのご質問でございますが、固定資産台帳の整備につきましては平成27年度中に整備する予定となっております。昨年7月に業者委託を行い、関係職員のヒアリング等を実施し、年度末には作業が終了する予定となっております。また、この経費については特別交付税の対象となりますので、県に報告済みでございます。

加えまして、平成28年度予算において固定資産台帳整備後に行う公共施設等総合管理計画作成業務の委託費についても、平成28年度予算で計上させていただいております。

次に、人材育成と職員の研修はどうするのかとのご質問でございますが、日々仕訳方式を選択したことで、職員が伝票を差し引きする際に仕訳をすることになるわけです。また、それを積み上げて決算するため、公会計制度の知識が必要になるわけです。今後、縣市町村課の主催する研修会への参加や庁内で独自で研修会を行い、運用に支障を来さないよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山口博康君） 出羽和平議員、再質問はありませんか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 出羽和平君。

○1番（出羽和平君） 平成28年度は総合計画、総合戦略を実施する元年となるわけですけれど

も、先ほど村長の答弁の中で、平成27年度からの引き続きの事業でありますアンテナショップを開設したいということのお話がありました。私は、これは交流人口の増加につながると見ていて、大変いいことだと思っています。いいことだと思っているんですけども、これはお金もかかるわけですが、実際にいつオープンするのか、具体的になっているのであればその実施時期についてお答えをいただきます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 村長。

○村長（長田富也君） その質問のほうは担当課長のほうで詳しくさせていただきますので。ではお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） ふるさと創生推進室長。

○ふるさと創生推進室長（諏訪本 栄君） 今の出羽議員の再質問ですが、横浜市保土ヶ谷区松原商店街にアンテナショップ、道志情報館というふうな仮称で、今、事業を進めております。この事業につきましては、国の地方創生加速化交付金、その申請、今、内閣府の審査を受けているところですが、今月中にはその結果も出るということになっております。そういうところも見きわめる中で、今後、事業計画を立てていくわけですが、今のところ夏明けぐらいにはオープンしたいなという予定でおります。オープンに当たりまして、テナントの改修等を今後やっていかなければならないということがありますので、約半年後の夏明け、9月ぐらいにはオープンできたらなという予定でおります。

以上です。

○議長（山口博康君） 出羽和平議員、再々質問はありますか。

○1番（出羽和平君） ありません。

◇ 大 田 博 文 君

○議長（山口博康君） では次に、5番議員、大田博文君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 5番議員、大田博文君。

〔5番 大田博文君 登壇〕

○5番（大田博文君） 私は、子育て支援対策について質問をいたします。

現在進めている一億総活躍事業を踏まえ、道志村でも総合計画、総合戦略という目線で各

課で事業をこれから展開しつつあります。施策の中に子育て支援に関する事項を掲げてありますが、まだまだ十分でないと思われるところが多々あると思います。若い世代が住んでも主要産業の創出・拡大が重要であると認識いたしますが、子育てに関する事業として子供たちの遊び場、公園、ブランコや滑り台という充実したものが不可欠かと思いますが、どのように考えているのかお聞かせください。

以上であります。

○議長（山口博康君） 大田博文議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 住民健康課長。

○住民健康課長（山口 亮君） 大田博文議員の子育て支援についてお答えいたします。

道志村の子育て支援につきましては、現在策定中の総合計画並びに総合戦略においてそれぞれ施策の中に位置づけております。総合計画においては子育て環境の充実、総合戦略におきましては結婚、出産、子育てへの支援施策に位置づけております。

大田議員ご質問の子供たちの遊び場、公園整備や遊具の設置につきましては、現在、やまゆりセンターの下、駐車場内にあります芝生公園や道の駅周辺の農村公園が整備されております。また、平成27年度には善之木小学校跡地に芝生公園を整備いたしました。今後は、公園施設内に安全な遊具を設置することや、学校敷地の利活用などにより必要な公園整備と遊具の設置を検討し、子育て環境の充実を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山口博康君） 大田博文議員、再質問はありますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 大田博文議員。

○5番（大田博文君） ただいまの住民健康課長の説明、非常に感銘を受けました。ありがたく思っています。

子育て世代の悲痛な叫びがここに書いてありますが、遊び場が全くない、親・子供の交流する場がない、公園もないので遊ぶところもない。遊具のある公園が欲しいと思いますが、村外へ出るのが大変なので、村内で子供を遊ばせることができる場が欲しいです。現在のつぼみっこくらぶでは月2回だけなので交流の場としては少ないし、子供が伸び伸び遊ぶ場所がないと家の中にこもりがちになってしまいます。個人的ではなかなかかわりにくくて、公園という場があつて交流ができればと思います。遊具はたくさん要りません。滑り台やブランコで十

分だと思います。ぜひお願いをいたします。遊具のある公園をぜひつくってほしいです。

もう一つ、子供が遊べる場所があれば大変よいです。子供と遊ぶにしても、家の中で遊ぶよりは外で遊んだほうが楽しいと思います。公園などがなく、子供だけで遊べる場所がない。この道志村では、ほかの地域に比べ、ブランコや滑り台、アスレチック的なものがある公園というものが欲しいと思います。また、充実していないと思いますが、ちょっとしたものでもあると子供を連れて遊びに行けると思います。

これは、平成26年、子ども・子育て支援対策のアンケートでございます。支援事業計画のニーズ結果報告書でございます。平成26年3月のものですが、この中のいろんな子育て世代の奥さん方がこんなに叫んでおります。先ほどの住民健康課長の答弁を聞いて安心いたしました。が、まだまだ足りないような気がいたします。これから長田村長のもと各課でこの事業を進めていただきたい、また、いろんな総合計画を次の世代のために一生懸命頑張ってもらいたいと思います。差し当たり、このブランコや遊具、アスレチック的なものをつくっていただきたいと提示しておきます。

これらのことで私の質問は終わります。

○議長（山口博康君） 大田博文議員の質問に対し、答弁がありましたらお願いをいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 住民健康課長。

○住民健康課長（山口 亮君） ただいま大田議員から、しっかり子育て環境の充実を図れというご意見をいただきました。本当にありがとうございます。議員おっしゃるとおりに、平成26年度の子ども・子育て支援計画にもしっかり位置づけております。そのもと、子育て世代のお母さん方、お父さん方からいただきました貴重なアンケート調査がございます。それを今後の行政に十分反映していきたいと思っております。

また、近年では、現在取り組んでおります総合計画、また総合戦略、また過疎計画の中にも、長田村政の中でも子育て支援は重要施策として位置づけさせていただいておりますので、議員おっしゃるとおり、今後も取り組んでいきたいと考えております。よろしくご支援をお願いいたします。

○議長（山口博康君） 大田博文議員、再々質問はありませんか。

○5番（大田博文君） ありません。

◇ 水 越 茂 広 君

○議長（山口博康君） 続きまして、2番議員、水越茂広君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 2番議員、水越茂広君。

〔2番 水越茂広君 登壇〕

○2番（水越茂広君） 私は、次の2点について質問いたします。

1点目といたしまして、第2子以降の保育料無料化についてでございます。

この制度は、県が人口減少対策の目玉として平成28年度から導入を発表した新制度ですが、市町村側は、県の発表が唐突で詳細な説明がなく、財源も県と市町村が折半して負担することなどから、財源確保や条例改正など手続が多いことなど指摘されております。本村では、地方創生戦略会議で、人口減少対策の手だてとして教育環境整備は重要な課題であり、中でも保育料の無料化は、77項目の課題のうち早期に取り組むべきものとして計画に盛り込んでおります。

県の新制度発表を踏まえ28年度より導入すべきと思いますが、当局の考えをお聞かせください。また、保育料の完全無料化についても、近い将来実施する考えがあるかお聞かせください。

次に、交通安全対策についてでございます。

交通安全対策の一つとして交通安全の標語を小・中学生から募集し、村の東西の入り口等に掲げることを提案いたします。目的は、村民や来村者に安全運転を呼びかけることはもちろんですが、小・中学生がみずから標語をつくることで、交通安全に対する意識の高揚が図れるということです。同様な取り組みは他の自治体でも行っており、子供たちが自分でつくった標語を記憶にとどめ、将来にわたって交通安全に意識を持ち続けることが重要なことではないでしょうか。

山梨県警察本部交通部監修の「やまなしの交通」によると、道志村の平成26年度の交通事故発生件数は、人身にかかわる事故が20件で、死者が3人、負傷者が18人となっており、発生件数に対して死傷者の割合が高くなっております。最大の原因は道路状況にあり、改善するためには多くの時間と費用が必要です。

この提案は、標語を掲げる枠を設置する費用が主なもので、比較的安価でできると思われれます。交通安全対策に特効薬はなく、地味なことでも継続していくことが効果的だとされております。この提案を含めた交通安全対策全般について当局の考えをお聞きいたします。

○議長（山口博康君） 水越茂広議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 村長。

○村長（長田富也君） それでは、水越茂広議員の質問の第2子以降の保育料無料化についての答弁をさせていただきます。

現在、道志村保育所では30名の子供たちの保育を行っており、ゼロ歳から2歳児が7名、3歳から4歳児が13名、4歳から5歳児が10名となっております。昭和47年に保育所事業を開業以来、子育て環境の充実を図っておりますが、年々子供たちの数は減少しており、平成28年度は25名の保育園児となる予定です。このような現状の中、現在策定しております総合計画並びに総合戦略において子育て環境の充実、子育てへの支援は重要な施策として位置づけております。

さて、水越議員ご質問の第2子以降の保育料無料化につきましては、平成28年度から実施いたします。保育料の免除などにつきましては、子育て支援の充実を図る観点から道志村独自でも検討しておりましたが、山梨県において1月13日に第2子以降の保育料無料化の施策発表がありましたので、県施策に沿って実施することといたしました。

また、保育料の完全無料化につきましては総合戦略にも位置づけておりますので、今後、子育て世帯の経済的負担と安定した子育て環境の充実を図るために、乳幼児、保育所、小学校及び中学校までの総合的な子育て環境を図るため、総合的な支援体制について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

次の質問については総務課長のほうから説明いたしますので、よろしくをお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 総務課長。

○総務課長（山口晃司君） それでは、水越議員のご質問にお答えさせていただきます。

近年、富士山世界遺産登録などの影響によりまして国道413号の利用者がふえております。それに伴い交通事故が多発し、死亡者数も、大月警察署管内で大月市に次ぐワースト2位という不名誉なものとなっております。また、村のイメージ低下にもつながるような問題でもございますし、村民の安全確保の観点からも早急に対応しなければならない課題だと考えております。

今後、大月警察署、また大月交通安全協会道志支部へ取り締まりの強化について依頼したいと考えておりますが、国道の危険箇所につきましても既に陳情等を行っているわけではございますが、引き続きそうした活動を行いたいと考えております。

また、現在、山梨県交通対策推進会議において、県内の子供から大人まで広く交通安全スローガンを募集する取り組みを行っております。入賞したスローガンについては交通安全の啓発に活用しております。議員が言われますとおり、道志村の子供たちに標語の募集を行うことは交通安全への理解や意識向上につながる取り組みだと考えておりますし、標語の看板設置についても前向きに検討をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山口博康君） 水越茂広議員、再質問はありますか。

〔「はい」という声あり〕

○議長（山口博康君） 水越茂広議員。

○2番（水越茂広君） 保育料の無料化については理解いたしました。

それで、交通安全対策についてなんですけれども、いずれにいたしましても県警と交通安全協会というものが主流になってくると思うんです。私も交通安全協会に三十数年入っておりますいろいろな活動をしてきたわけでございますけれども、やはり交通安全協会の役員が高齢化しているのと、それから、これは完全ボランティアなものですからなかなか入り手がないということで、今、交通安全協会のほうでも道志支部は非常にその辺のところにも苦慮しております。

標語は、やっぱり私はぜひ掲げてもらいたいと思っております。それから、安全協会のことももう少し役場のほうでこ入れしていただいて、何とか安全協会がうまく活動できますようぜひお願いしたいと思いますけれども、その辺のところをちょっとお聞かせください。

○議長（山口博康君） 水越茂広議員の再質問について答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 総務課長。

○総務課長（山口晃司君） 道志支部の安全協会につきましては、非常に精力的に活動をやっているわけですが、役員の数も40名から50名というようなことで、多くの方々が交通指導等でご活躍をいただいております。そんな中で、大変な活動、思い以上に、活動についても内容についても、その活動の量と質は大変だなと感じているところです。そんな中で、また支援のほうについては、まだ具体的な案はございませんが、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（山口博康君） 水越茂広議員、再々質問はありますか。

〔「はい」という声あり〕

○議長（山口博康君） 水越茂広議員。

○2番（水越茂広君） 今、課長が言われたように、やっぱり人数は40名、50名、名簿には載っております。ですけれども、実際に交通安全の交通指導とかそういった活動に出てもらえる方は毎回10人程度と、ほとんど決まった人数です。ですから、私が申し上げたいのは、40人、50人が全員でなくてもいいですから、半分でもいいですから、もう少し活動に参加していただけるように、安協も頑張っておりますけれども、ぜひ役場のほうでもそういった試みを、少してこ入れをお願いしたいと、こういうことです。

○議長（山口博康君） 水越茂広議員の再々質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 総務課長。

○総務課長（山口晃司君） 交通安全協会の道志支部の事務局については総務課のほうで所掌をさせていただいているわけですが、そういうような活動を一人でも多く方々に理解してもらいながら、また役員として参加してもらえるような、そういったことを役員会議あるいは総会、または広報等を通じて村民に知らすというような活動に取り組みたいと考える次第です。

以上です。

○議長（山口博康君） 水越議員の再々質問が終わりましたので、水越議員の質問については以上で打ち切ります。

◇ 山 口 力 君

○議長（山口博康君） 次に、7番議員、山口力君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 7番議員、山口力君。

○7番（山口 力君） 私からは2点伺います。

初めに、株式会社どうしの使用料と土地代は。

昨年のシルバーウィークには国道413号線が混雑しました。道の駅から数キロの渋滞が起きました。また、「行ってよかった！道の駅ランキング」では全国で11位になりました。今年度は大分期待しているのですけれども、見通しはどうか。株式会社どうしは、道の駅と道志の湯の使用料並びに土地代が当初予算で合わせて2,276万円ほどになっています。昨年度は減免したわけですが、今年度は予定どおり入りそうですか。

次に、28年度予算編成の方針について。

現在、道志村まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案がまとまりました。また、今後10年間の村づくりの指針となる道志村総合計画も近々定められると思います。そうした状況下ですが、新年度の向けての予算編成の方針について次の2点伺います。

初めに、現在、国も村も厳しい財政状況であると思いますが、どういう方針でやっていくのか。次に、総合戦略の事業は優先的にかつ積極的にやっていかなければならないと思います。どういう方針でやっていくのか。

以上、伺います。

○議長（山口博康君） 山口力議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 長田村長。

○村長（長田富也君） この質問は2つとも担当課長のほうでしていただきますので、よろしくをお願いします。では、産業振興課長のほうからよろしくをお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○産業振興課長（佐藤万寿人君） まず、株式会社どうしの使用料と土地代について私のほうからご説明させていただきます。

本年度の道の駅の収入は、平成26年度に対しまして5%程度、1,700万円ほど増加しております。しかし、支出のほうも仕入れ品等の値上がりによって増加はしております。道志の湯においては、昨年、1,090万円の赤字でしたが、本年度は、改善計画の内容に沿ってメニューの変更や接客の研修、ツイッター等による新たな宣伝等を実施しながら売り上げの向上を図ってまいりました。結果、赤字の額を減少することはできましたが、畳の表がえなどリニューアルオープンの準備費を見込みまして、本年度は750万円程度の赤字となる見通しです。

平成27年度、株式会社どうしの収支の見込みは、使用料を満額払った場合、500万円を少し超える程度の赤字決算になってしまうために、道の駅の使用料、年間1,800万円のところを1,200万円程度に減免する必要が生じてまいります。土地代においては、両施設ともに協定書のとおり既に全額納入されております。昨年同様に道の駅の収支は順調ですが、道志の湯の赤字をカバーするほどの伸びはありませんでした。

今後は、道志の湯のリニューアルオープンを契機により一層のサービスの向上を図り、経営の健全化を図っていくとともに、現状に見合った協定の見直しも必要になってくるものと考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 総務課長。

○総務課長（山口晃司君） 次の予算編成の方針についてお答えをさせていただきたいと思っております。

国・県、そして本村においても非常に厳しい財政状況にあるわけですが、予算編成に当たりましては、地方交付税、国庫支出金、そして過疎債等の起債に依存しなければならない状況下でございます。限られた財源の中で、より効果的で効率的なものを優先順位をつけながら計画的に実施したいと現在考えておるところです。

また、財政の4指標の推移を見ながら財政運営を行わなければならないわけですが、村の将来に負担増とならないよう、起債額の上限額を当面2億円として経費の節減に努めてまいりたいと考えております。

次に、総合戦略の施策につきましては、イコール村の政策課題でありますので、平成28年度予算において積極的に計上をさせていただいております。また、総合戦略の施策には継続事業と新規事業がありまして、平成28年度予算においては継続事業には拡充を、そしてまた新規事業としまして移住コンシェルジュの設置、空き家の調査事業、地域就農者支援、地域おこし協力隊の支援、小中一貫校の検討、婚活相談員への支援活動などのソフト事業を中心に盛り込んだものとなっております。

以上でございます。

○議長（山口博康君） 山口力議員、再質問はありますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 山口力議員。

○7番（山口 力君） 初めに、株式会社どうしの件なんですけれども、今の説明によると、ことし600万また減免しなければということで伺ったんですけれども、去年聞いたときに、しっかり指導をして改善するようにしていくと言っていたんですけれども、その指導は随時行っていたのか、また具体的にはどういう指導をしたのか伺います。

次に、28年度予算編成の方針についてですけれども、学校建設により実質公債比率は大分上がると思いますが、その辺のシミュレーションはしてあるのか、またそれに対する対策はどうするのか、以上、伺います。

○議長（山口博康君） 山口力議員の再質問について村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 株式会社どうしに対しての指導等のご質問ですけれども、道志の湯におきましては、改善計画を提出させた中のメニューに関する事、これは、改善計画の中ではメニューの種類をふやして売り上げを上げるというような計画になっていたんですけれども、会社の中でいろいろ議論する中で、不必要なメニューは削除して売れ筋のメニューをどんどんふやしていこうということでメニューの変更を実施いたしました。

それから、接客の研修という項目もございましたけれども、これは昨年末から、今、リニューアルオープンに向けまして工事中の期間でありまして、この間に他の施設の接客を研修させたり、また道の駅のほうの売り場のレジ等を経験することで、研修という形で進めました。

それから、新たな宣伝方法等もいろいろ考えたんですけれども、これが決めてとなるような効果的なものは余り考えられないので、いろいろ試す中で、ツイッター等で個人に向けて発信するというような宣伝方法を今試しているところです。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 総務課長。

○総務課長（山口晃司君） 公債費比率の推移でございますけれども、議員が言われますとおり、平成26年、27年かけまして学校建設がありましたので7億ほどの起債を要した、そんな中で、公債費比率につきましては現在は5.9というようなところがございますが、これから返済等を考えますと厳しい財政状況であると考えております。

そんな中で、昨年、各種戦略とか過疎計画とか計画を立てる中で同時に財政的なシミュレーションを庁内で行っておりまして、それをもって、先ほど村長も答弁しましたとおり起債の上限額を2億円以内に抑えて、当面それで頑張ろうという結論に至っております。それに沿って、28年度予算についてもそんな形の中で計上をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（山口博康君） 山口力議員、再々質問はありませんか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 山口力議員。

○7番（山口 力君） 株式会社どうしについては、食堂のメニューをいろいろ検討したということでもいいですか。

〔「はい」という声あり〕

○7番(山口 力君) それと、予算編成のほうですけれども、起債のシミュレーションで今5.4から5.9に上がったと思うんですけれども、今後で一番ピーク時は大体どのぐらいになるか、その辺を大まかな数字で結構ですからお願いしたいんですけれども。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長(山口博康君) 山口力議員の再々質問について答弁を求めます。

○総務課長(山口晃司君) ただいまの質問ですが、いろいろな要素がございまして、なかなかはっきりした数値は求めにくい状況にあります。そんな中で、実質公債費比率の早期健全化基準というのが25%になってございます。そこに行き届かないような配慮をしていきたいと。今、シミュレーションで10年計画、10年でなくて平成34年までを立てているところですが、具体的な数値が言えないわけですけれども、恐らく15%前後になるのではないかと。これは状況をいろいろ加味した数値となりますのではっきりした数値ではございませんが、おおむねそれをシミュレーションしまして財政計画も立てているところでございます。

以上でございます。

○議長(山口博康君) 再々質問が終わりましたので、山口力議員の質問については以上で打ち切ります。

◇ 長 田 達 義 君

○議長(山口博康君) 次に、6番議員、長田達義君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長(山口博康君) 6番議員、長田達義君。

〔6番 長田達義君 登壇〕

○6番(長田達義君) 私は、3点質問させていただきます。

1点目は、山菜の丘、村民スポーツ広場についてでございます。

山菜の丘、スポーツ広場は、横浜市から道志村が借りていると聞いています。この場所は、椿から川原畑までの採草地だと思います。この地点の地主、地権者、あるいは契約はどのようになっているかを尋ねます。

2点目で、国道の枝打ちについて伺います。

景観間伐促進事業で国道413号線10カ所を324万円で整備すると予算書にありますが、実施場所はどこかを尋ねます。また、26年の3月議会のときに、私は、国道ではなく道坂峠を整備したほうが良いと、こういうような意見を出しましたが、その点も尋ねます。

3点目ですが、農村地域防災減災事業について伺います。

27年度の防災減災事業で、事業は2億円で道志村の負担金は15%で3,200万円と予算書にもありました。それを8,000万円まで減額いたしました。また、28年度の予算、実施する事業はどこになるかを尋ねます。

以上です。

○議長（山口博康君） 長田達義議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 長田村長。

○村長（長田富也君） 達義議員さんの質問1、2、3は産業振興課のほうで答弁させていただきますので、よろしくお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） それでは、私のほうからご説明させていただきます。

まず最初に、山菜の丘、村民スポーツ広場についてですけれども、村民スポーツ広場というのは林間広場のことであると思っておりますけれども、山菜の丘、林間広場ともに地主は横浜市です。

山菜の丘については、昔は地区の採草地として入会権があったようですが、村で事業を実施するに当たり、昭和63年ごろに関係役員や自治会長から聞き取りを実施したところ、全ての地区ともに、もう草刈りを実施することはないので、村で事業を実施して有効に活用してくれるのであれば使用は問題ないとの結論に至ったそうです。当時の資料がなかったために、平成24年に各地の年長者から再度聞き取りを実施して確認をとっております。

契約につきましては、3年ごとに横浜市と使用許可の契約を交わしており、現在は平成30年3月31日までの契約となっております。

次に、国道の枝打ちについてですけれども、現在進めています箇所は、椿後ろの二里塚周辺、それと谷相住宅の裏周辺で間伐、枝打ち、また大栗の北海屋のところで枝打ちを実施しています。そのほかに月夜野の湯川屋前、白井平の唐沢周辺の間伐、枝打ちを進めています。そのほか2カ所ほど整備する予定でしたが、土地の所有者と合意に至りませんでした。本年度は、1カ所当たりの範囲を広げて5カ所で実施する予定です。

道坂峠につきましては、水源基金の事業で実施することとなっております、現在は所有

者と合意した箇所を作業を進めるようになっております。現在行っているのは、山口久公さんの路網が入っている山あたりのところを進めております。

次に、農村地域防災減災事業についてですけれども、ご質問のとおり、山梨県では防災減災事業の当初予算を2億円計上してありました。しかし、国からの予算配分が当初予算で実際には1億700万円、その後、補正予算で1,000万円増額され、合計1億1,700万円を実施しております。県としましては、平成27年度において2億円の事業費を見込んでいましたが、国の予算の都合により満額はつきませんでした。残りの事業は翌年度以降に持ち越されます。

平成28年度の事業計画ですけれども、工事費は、中島用水路、三ヶ瀬水路、大久保の土砂崩壊防止、板橋の土砂崩壊防止、そのほかに測量試験費、用地買収費など合計で1億5,000万円を予定しておりますが、本年度と同様、国の予算の関係で変更があるかもしれません。

以上でございます。

○議長（山口博康君） 長田達義議員、再質問はありますか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 長田達義議員。

○6番（長田達義君） 山菜の丘の件は、それは地権者とかそういうものでなくて道志村がじかにやっているという、そういうことですか。それが1点。

それと、減災のほうで、28年度も27年と同じく削られるようなことがあるのか。もう国の予算は通っているかまだ通っていないか、そういうことで聞くけれども、そういうものの中でやっていると思うのでまたこのように削減されるケースがあるのかないのかを尋ねます。

○議長（山口博康君） 長田達義議員の再質問について、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） まず最初に、山菜の丘等の契約を村と横浜でじかにしているかというご質問についてですけれども、これは実際には横浜市と道志村の両方で契約を交わしております。

それから、次の防災減災についてですけれども、当然、山梨県から国には計画どおりの予算をくれということで要望を出して、実際、山梨県ではそういう予算が組まれているわけですが、その補助金は国の都合によりまして満額100%つかないという状況も考えられます。そうした場合には、足りない予算分は次年度に繰り越されるということになって、5年の事業計画が6年に延びるといような、そういうことも実際には想定されております。

以上です。

○議長（山口博康君） 長田達義議員、再々質問はありますか。

○6番（長田達義君） ございません。

○議長（山口博康君） 以上で一般質問の全ての予定を終了いたしました。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

（午前11時15分）

平成 28 年第 2 回道志村議会定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 28 年 3 月 11 日 (金曜日) 午後 3 時開議

- 第 1 議案第 4 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 2 議案第 5 号 道志村法務専門職員の任用等に関する条例
- 第 3 議案第 6 号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 7 号 道志村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 8 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 9 号 道志村各種委員等報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 10 号 道志村職員給与条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 11 号 道志村職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 12 号 道志村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 13 号 道志村家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 14 号 道志村すこやか子育て医療費助成金支給条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第 15 号 道志村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第 16 号 道志村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第 17 号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 15 議案第 18 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更の件
- 第 16 議案第 19 号 山梨県東部広域連合規約の変更について
- 第 17 議案第 20 号 道志村過疎地域自立促進計画について

- 第18 議案第21号 道志川溪流フィッシングセンターの指定管理者の指定について
- 第19 議案第22号 道志森のコテージの指定管理者の指定について
- 第20 議案第23号 道志の湯の指定管理者の指定について
- 第21 議案第24号 道志村交流促進施設の指定管理者の指定について
- 第22 議案第25号 道志村特産品加工施設の指定管理者の指定について
- 第23 議案第26号 道志村水稻育苗センターの指定管理者の指定について
- 第24 議案第27号 室久保魚苗センターの指定管理者の指定について
- 第25 議案第28号 みなもと体験館道志・久保分校の指定管理者の指定について
- 第26 議案第29号 道志村農林水産物処理加工施設豆腐加工所の指定管理者の指定について
- 第27 議案第30号 平成27年度道志村一般会計補正予算（第6回）
- 第28 議案第31号 平成27年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
- 第29 議案第32号 平成27年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2回）
- 第30 議案第33号 平成27年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第3回）
- 第31 議案第34号 平成27年度道志村介護保険特別会計補正予算（第2回）
- 第32 議案第35号 平成27年度道志村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1回）
- 第33 議案第36号 平成27年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）
- 第34 議案第37号 平成27年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

出席議員（10名）

1番	出羽和平君	2番	水越茂広君
3番	山口博康君	4番	池谷高明君
5番	大田博文君	6番	長田達義君
7番	山口力君	8番	山口勝也君
9番	杉本秀明君	10番	佐藤定三君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	長 田 富 也 君	教 育 長	長 田 和 夫 君
総 務 課 長	山 口 晃 司 君	住 民 健 康 課 長	山 口 亮 君
産 業 振 興 課 長	佐 藤 万 寿 人 君	ふ る さ と 創 生 推 進 室 長	諏 訪 本 栄 君
教 育 課 長	山 口 幹 夫 君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 次 長 佐 藤 太 清 君

◎開議の宣告

○議長（山口博康君） ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。

よって、平成28年第2回道志村議会定例会第2日目は成立しましたので、これより会議を開きます。

(午後3時00分)

◎議事日程の報告

○議長（山口博康君） これより本日の議事は、配付してあります日程表第2日目のおりであります。

◎議案第4号から議案第5号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口博康君） 日程第1、議案第4号から日程第2、議案第5号までの2案件を一括議題といたします。

村当局より順次提案理由の説明を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（山口博康君） 総務課長。

○総務課長（山口晃司君） 議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明いたします。

改正行政不服審査法が平成26年6月13日に公布され、国民が行政庁に対する不服申し立てを行う際、公平性の向上、救済手段の充実・拡充を図るため改正されました。平成28年4月1日から施行されます。

これに伴い、市町村が独自に申し立てについて審理機関を置かなければならないこととされました。これに伴い村の関係条例の改正を行うものでございます。

関係条例は、道志村行政手続条例の一部改正、道志村情報公開条例の一部改正、道志村個人情報保護条例の一部改正、道志村特定個人情報保護条例の一部改正、道志村固定資産評価審査委員会条例の一部改正、道志村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正、道志村職員給与条例の一部改正、道志村税条例の一部改正、道志村手数料徴収条例の一部改正、また、本条例の改正後は、第三者機関として山梨県東部広域連合へ事務委託を行うこととなっております。

なお、本条例につきましては施行期日を平成28年4月1日と定めております。詳細につきましては議案書のとおりとなっておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

引き続きまして、議案第5号 道志村法務専門職員の任用等に関する条例についてご説明いたします。

行政不服審査法改正に伴い、審理機関に法務専門員を置かなければならないこととなり、新たに道志村法務専門職員の任用等に関する条例を制定し、法務専門員の位置づけを行うものでございます。

内容につきましては、法務専門員の身分、報酬、守秘義務、罰則等の事項を定めた内容となっております。

ご審議のほどよろしくお願申し上げます。

○議長（山口博康君） 以上2案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 質疑なしと認めます。

次に、2案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号から議案第5号までの2案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

2案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第5号 道志村法務専門職員の任用等に関する条例、以上2案件は原案のとおり決しました。

◎議案第6号から議案第17号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口博康君） 日程第3、議案第6号から日程第14、議案第17号までの12案件を一括議題といたします。

村当局より順次提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 総務課長。

○総務課長（山口晃司君） 議案第6号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

地方公務員法の一部が平成26年5月改正され、職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることとされました。

これにより職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正し、職員の降級・降任等を行わない降格、降号を行う際の事由及び手続の規定を追加するものとなっております。

内容につきましては、降級の種類、降格の事由、降号の事由、道志村職員給与条例の一部を改正する等が主な内容となっております。

なお、本条例につきましては施行期日を平成28年4月1日と定めており、詳細につきましては議案書のとおりとなっております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第7号 道志村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

人事院規則の運用通知により、従前は、女子特有な生理時における身体的な苦痛により就業することが著しく困難な女子職員については、就業禁止措置を発するとともに、2日の範囲以内の期間の特別休暇が認められておりましたが、医学的にも疾患の一つと考えられることから、傷病休暇として取り扱うものとして制度が改正されました。これに伴い、道志村職員の勤務時間、休暇等に関する条例について所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、道志村職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条の特別休暇の種類を定める別表から「生理休暇」を削除したのになっております。

なお、本条例につきましては施行期日を平成28年4月1日と定めており、詳細につきましては議案書のとおりとなっております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第8号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

平成28年4月1日に施行される改正行政不服審査法の改正について先ほど説明いたしましたが、審理機関の中に法務専門職員を置き、その報酬等を定める必要が生じたため、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、法務専門職員の任用に必要な報酬等を時間額1万円と定め、特別職

の職員の非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、別表1に追加するものとなっております。

なお、本条例につきましては施行期日を平成28年4月1日と定めております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 教育課長。

○教育課長（山口幹夫君） 議案第9号 道志村各種委員等報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、平成27年3月定例会におきまして所要の改正をさせていただきました。

本改正の内容につきましては、法律第13条第2項におきまして、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」となっておりますので、別表第2に「教育長職務代理」を追加するものでございます。

附則におきましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 総務課長。

○総務課長（山口晃司君） 議案第10号 道志村職員給与条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

平成28年1月26日に公布された一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正による国家公務員の給与改定、また山梨県人事委員会の勧告に沿って道志村職員給与条例の一部を改正するものであります。

主な内容につきましては、1条において、給料表の改定として、一般職の国家公務員の俸給表に準じて行政職給料表、医療職給料表、看護・保健職給料表及び福祉職給料表を平均0.4%引き上げ及び医療職の初任給調整手当の最高額を「41万2,200円」から「41万3,300円」に引き上げる、第1条及び第2条において、勤務手当の支給月数の0.1カ月を引き上げる内容となっております。

なお、附則において施行期日を第1条関係においては平成27年4月1日とし、第2条関係にあっては平成28年4月1日に定めたものとなっております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第11号 道志村職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

特殊勤務手当につきましては、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事した職員に対して支給することとなっております。

今回の改正では、職員の勤務実態に即し、道志村職員特殊勤務手当支給条例の所要の改正を行う必要があるものでございます。

内容につきましては、特殊勤務手当の種別の中で災害勤務手当及び関連する条文を削除し、「医師診療実験従事手当」を「救急医療業務手当」に改め、救急医療業務手当について、国の支払い実態に即し、月額支給から回数による支給に改正するものとなっております。

なお、本条例の施行期日は平成28年4月1日からとなっております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

次に、議案第12号 道志村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

平成28年度税制改革大綱において一部の手続における個人番号の取り扱いを見直す方針が示されたことにより、平成27年12月議会で議決された道志村税条例等の一部を改正する条例の改正が必要となったため、改正を行うものでございます。

内容につきましては、納入書及び減免申請書には個人番号及び法人番号を記載しないこととし、条文中、「法人番号」と記載のあるものに根拠法令を加えたものとなっております。

なお、この条例の施行期日は公布の日からとなっております。

詳細につきましては議案書のとおりとなっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 住民健康課長。

○住民健康課長（山口 亮君） 議案第13号 道志村家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準の一部を改正する省令が公布されたため、条例の一部を改正するものであります。

改正につきましては、附則の次に第6条から第9条までの4条を加えるものであります。

改正内容につきましては、家庭において必要な保育を受けることが困難である乳幼児を家庭的保育所の居宅その他の場所において保育を行う事業とともに、全国的な保育所、保育士不

足により保育が必要な児童の受け皿を拡大する必要があるため、家庭的保育事業の小規模保育事業所A型、保育所型事業所内保育事業所において保育士の配置要件を緩和するものであります。

なお、附則におきましてこの条例は平成28年4月1日から施行すると定めております。

以上が道志村家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例の内容になります。

続きまして、議案第14号 道志村すこやか子育て医療費助成金支給条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正につきましては、第2条中「満15歳」を「満18歳」に改めるものであります。

改正内容につきましては、対象年齢の拡大を図ることにより子育て支援及び子育て世帯の経済的負担を軽減し、各家庭の保健の向上と福祉の増進を図るとともに、早期に医療を受けることで医療費の軽減にもつなげていくため、条例改正を行うものであります。

なお、附則におきましてこの条例は公布の日から施行すると定めております。

以上が道志村すこやか子育て医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の内容になります。

引き続きまして、議案第15号 道志村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、介護保険法及び関係政省令の一部改正に伴い、地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について必要な条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、第3章の次に第3章の2として「地域密着型通所介護」の条文、第59条の1「基本方針」から第59条の37の「準用」を加え、第4章を「認知症対応型通所介護」に改めるものであります。

改正につきましては、小規模な通所介護事業所（利用定員18人以下）については、少人数で生活圏に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があります。このため、小規模な通所介護事業所は、平成28年4月1日から地域密着型通所介護として地域密着型サービスへ移行されます。また、利用定員9名以下である療養通所介護も地域密着型サービスへ移行されます。

これにより、地域密着型通所介護に係る新たな基準の創設により運営推進会議の設置などについて新たに基準を設けるものであります。

なお、附則においてこの条例は平成28年4月1日から施行すると定めております。

以上が道志村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の内容になります。

続きまして、議案第16号 道志村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、介護保険法及び関係政省令の一部改正に伴い、地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について必要な条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、小規模な通所介護事業所（利用定員18人以下）については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があります。このため、小規模な通所介護事業所は、平成28年4月から地域密着型通所介護として地域密着型サービスへ移行されます。

また、これにより認知症対応型通所介護についても同旨の改正が行われるため、介護予防認知症対応型通所介護基準についても、地域との連携や運営の透明性を図る運営推進会議の設置などについて新たな基準を設けるものであります。

なお、附則においてこの条例は平成28年4月1日から施行すると定めてあります。

以上が道志村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の内要になります。

続きまして、議案第17号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、高齢化の進展により医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が伸びない状況にあります。また、今後、高齢化の進展等による医療給付費等の増加が見込まれる中で、保険料負担の公平を図る観点から、保険料負担の上限額の引き上げと低所得者の保険料軽減措置の拡充を段階的に行う必要があるとして、賦課限度額の医療分と後期高齢者支援金分をそれぞれ2万円引き上げ、低所得者に対する被保険者均等割額及び世帯平等割額

を軽減する所得判定基準を引き上げるものであります。

なお、附則においてこの条例は平成28年4月1日から施行すると定めております。また、第2条において、この条例による改正後の国民健康保険条例の規定は、平成28年度以降の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例によると定めております。

以上が道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山口博康君） 以上12案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 質疑なしと認めます。

次に、12案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号から議案第17号までの12案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

12案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例、議案第7号 道志村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号 道志村各種委員等報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例、議案第10号 道志村職員給与条例の一部を改正する条例、議案第11号 道志村職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例、議案第12号 道志村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例、議案第13号 道志村家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第14号 道志村すこやか子育て医療費助成金支給条例の一部を改正する条例、議案第15号 道志村指定地域密着サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第16号 道志村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、

設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第17号 道志村国民健康保険条例の一部を改正する条例、以上12案件は原案のとおり決しました。

◎議案第18号から議案第19号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口博康君） 日程第15、議案第18号から日程第16、議案第19号までの2案件を一括議題といたします。

村当局より順次提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 総務課長。

○総務課長（山口晃司君） 議案第18号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更の件についてご説明をいたします。

本案件につきましては、山梨県内の27市町村及び2つの行政事務組合がそれぞれ独自に行っていた競争入札に参加するのに必要な資格審査事務等を平成28年度から山梨県市町村総合事務組合が共同処理することになり、山梨県総合事務組合同規約の一部を改正するものであります。

提案理由は、山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、山梨県総合事務組合同規約を変更するには、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体との協議が必要であり、この協議には同法第290条の規定により議会の議決が必要であるため、本案件を提出するものであります。

なお、この規約は平成28年4月1日から施行し、平成29年4月1日以降である競争入札に参加する者に必要な資格審査に関する事務に適用するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第19号 山梨県東部広域連合規約の変更についてご説明いたします。

本案件は、行政不服審査法の施行に伴い、山梨県東部広域連合の構成団体の行政不服審査法による審理機関の設置及び運営に関することについて山梨県東部広域連合が共同で処理することになり、山梨県東部広域連合規約を変更するものであります。

提案理由は、平成28年4月1日より、関係市町村の行政不服審査法によりその権限に属された事項を処理するため、関係機関の設置及び運営に関する事務を新たに共同処理することに関し、山梨県東部広域連合規約を変更することについて協議を行うため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案件を提出するものであります。

内容は、審理機関の設置・運営に関すること、また関係市町村の負担金割合を定めたものとなっております。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山口博康君） 以上2案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 質疑なしと認めます。

次に、2案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号から議案第19号までの2案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

2案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合格約の変更の件、議案第19号 山梨県東部広域連合格約の変更について、以上2案件は原案のとおり決しました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口博康君） 日程第17、議案第20号 道志村過疎地域自立促進計画についてを議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） ふるさと創生推進室長。

○ふるさと創生推進室長（諏訪本 栄君） 議案第20号 道志村過疎地域自立促進計画について説明いたします。

過疎地域自立促進特別措置法の改正により、法の失効期限が平成33年3月31日まで5年間延長されました。また、過疎地域の厳しい現状を踏まえ、過疎地域の要件の追加及び過疎対策

事業債の対象施設の追加が行われたところです。こうした経緯を踏まえ、引き続き、地域の実情に応じ地域における創意工夫による積極的施策を実施し、総合的かつ計画的な自立促進のため施策を推進する必要があります。

このため、平成28年度から平成32年度までの5年間の期間に係る道志村過疎地域自立促進計画を策定し、住民生活の向上、産業の振興、都市住民との共生等に取り組み、長期的視野に立った地域社会の形成を積極的に推進していくものです。

こうした観点から、道志村過疎地域自立促進計画は、山梨県過疎地域自立促進方針、ダイナミックやまなしプロジェクト、山梨県山村振興基本方針、道志村地域森林整備計画、道志村高齢者保健福祉計画、道志村まち・ひと・しごと創生総合戦略などとの整合を図り、道志村総合計画の基本構想の方針に基づき、地域の自立促進、産業の振興、土地利用及び施設整備、地域経営等自立促進を基本方針とし、産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興等、集落の整備及びその他の地域の自立促進に関し必要な事項で構成され、それぞれの現状と問題点、その対策、事業計画を示しています。全体の事業内容については過疎対策事業計画のとおりです。

また、本計画を定めるときは、過疎地域自立促進特別措置法第6条第4項の規定により、同条第2項第2号から第9号までの事項については県に協議しなければならないと定められているため、平成28年1月28日、協議を申し出たところ、平成28年2月5日付で「異議ありません」との回答をいただき、協議は終了しております。

以上が道志村過疎地域自立促進計画の内容になりますが、過疎地域自立促進市町村計画を定めるには、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により議会の議決が必要であるため、本案を提案いたします。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山口博康君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり決しました。

◎議案第21号から議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口博康君） 日程第18、議案第21号から日程第26、議案第29号までの9案件を一括議題といたします。

村当局より順次提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 議案第21号から第29号までは、平成28年3月31日をもって指定管理期間が終了する公の施設を、地方自治法及び各公の施設の設置及び管理条例に基づき、平成28年4月1日からの指定管理者を指定するものでございます。

説明につきましては各施設ごとの議案を読み上げさせていただきます。

議案第21号 道志川溪流フィッシングセンターの指定管理者の指定について。

道志川溪流フィッシングセンターの指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第3項及び道志川溪流フィッシングセンター設置及び管理条例第5条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、道志川溪流フィッシングセンター。

指定管理者となる団体の名称、道志村9237番地、道志村漁業協同組合組合長、佐藤最上。

指定期間、平成28年4月1日から平成31年3月31日まで。

議案第22号 道志森のコテージの指定管理者の指定について。

道志森のコテージの指定管理者につきましては、地方自治法第244条の2第3項及び道志森のコテージの設置及び管理に関する条例第7条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、道志森のコテージ。

指定管理者となる団体の名称、道志村6894番地の4、道志村観光協会会長、佐藤光男。

指定期間、平成28年4月1日から平成31年3月31日まで。

議案第23号 道志の湯の指定管理者の指定について。

道志の湯の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第3項及び道志の湯の設置及び管理に関する条例第4条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとさせていただきます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、道志の湯。

指定管理者となる団体の名称、道志村9745番地、株式会社どうし代表取締役、長田富也。

指定期間、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで。

議案第24号 道志村交流促進施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項及び道志村交流促進施設設置及び管理条例第4条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、道志村交流促進施設。

指定管理者となる団体の名称、道志村9745番地、株式会社どうし代表取締役、長田富也。

指定期間、平成28年4月1日から平成31年3月31日まで。

議案第25号 道志村特産品加工施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項及び道志村特産品加工施設設置及び管理条例第4条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、道志村特産品加工施設。

指定管理者となる団体の名称、道志村8020番地、道志村高齢者いきがい発揮生産組合組合長、佐藤昭。

指定期間、平成28年4月1日から平成31年3月31日まで。

議案第26号 道志村水稻育苗センターの指定管理者の指定について。

道志村水稻育苗センターの指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第3項及び道志村水稻育苗センター設置及び管理に関する条例第4条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、道志村水稻育苗センター。

指定管理者となる団体の名称、山梨県都留市田原1丁目2番3号、クレイン農業協同組合代表理事組合長、高橋明夫。

指定期間、平成28年4月1日から平成31年3月31日まで。

議案第27号 室久保魚苗センターの指定管理者の指定について。

室久保魚苗センターの指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第3項及び室久保魚苗センターの設置及び管理に関する条例第4条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、室久保魚苗センター。

指定管理者となる団体の名称、神奈川県大和市下鶴間2361番地、有限会社さがみ水産代表取締役、長谷川賢太郎。

指定期間、平成28年4月1日から平成31年3月31日まで。

議案第28号 みなもと体験館道志・久保分校の指定管理者の指定について。

みなもと体験館道志・久保分校の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第3項及びみなもと体験館設置及び管理条例第3条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、みなもと体験館道志・久保分校。

指定管理者となる団体の名称、道志村6894番地の4、道志村子ども農山漁村地域協議会会長、佐藤光男。

指定期間、平成28年4月1日から平成31年3月31日まで。

議案第29号 道志村農林水産物処理加工施設豆腐加工所の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項及び道志村農林水産物処理加工施設豆腐加工所の設置及び管理条例第5条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものとする。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、道志村農林水産物処理加工施設豆腐加工所。

指定管理者となる団体の名称、道志村9745番地、株式会社どうし代表取締役、長田富也。

指定期間、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで。

以上9つの施設についてご審議をお願いいたします。

○議長（山口博康君） 以上9案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 質疑なしと認めます。

次に、9案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号から議案第29号までの9案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

9案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号 道志川溪流フィッシングセンターの指定管理者の指定について、議案第22号 道志森のコテージの指定管理者の指定について、議案第23号 道志の湯の指定管理者の指定について、議案第24号 道志村交流促進施設の指定管理者の指定について、議案第25号 道志村特産品加工施設の指定管理者の指定について、議案第26号 道志村水稻育苗センターの指定管理者の指定について、議案第27号 室久保魚苗センターの指定管理者の指定について、議案第28号 みなもと体験館道志・久保分校の指定管理者の指定について、議案第29号 道志村農林水産物処理加工施設豆腐加工所の指定管理者の指定について、以上9案件は原案のとおり決しました。

◎議案第30号から議案第37号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口博康君） 日程第27、議案第30号から日程第34、議案第37号までの8案件を一括議題といたします。

村当局より順次提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 総務課長。

○総務課長（山口晃司君） 議案第30号 平成27年度道志村一般会計補正予算（第6回）についてご説明いたします。

平成27年度道志村一般会計補正予算（第6回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,224万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億37万7,000円とするものでございます。

歳入につきましては、1款村税2万6,000円の増、9款地方交付税1億1,297万6,000円の増、12款使用料及び手数料678万6,000円の減、13款国庫支出金1,519万8,000円の増、14款県支出金541万5,000円の減、15款財産収入1万4,000円の増、19款諸収入33万円の増、20款村債2,410万

円の減、歳入合計9,224万3,000円の増額補正となっております。

歳出につきましては、1款議会費109万1,000円の減、2款総務費3,771万6,000円の増、3款民生費2,093万9,000円の減、4款衛生費384万5,000円の増、6款農林水産業費1,489万5,000円の減、7款商工費280万6,000円の減、8款土木費1,069万円の減、9款消防費155万3,000円の減、10款教育費2,052万1,000円の減、13款諸支出金1億2,317万7,000円の増、歳出合計9,224万3,000円の増額補正となっております。

歳出の主な事業としましては、2款1項5目政策費において、横浜市内に設置するアンテナショップ事業等を含む3,800万3,000円の増額、2款1項11目電子計算機費において、マイナンバー法に伴うセキュリティー対策費を含む2,044万4,000円の増等が盛り込まれております。

なお、第2条地方債の変更は第2表地方債補正によります。また、第3条繰越明許費については第3表繰越明許費補正によります。

平成27年度一般会計補正予算（第6回）につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 住民健康課長。

○住民健康課長（山口 亮君） 議案第31号 平成27年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ268万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,723万8,000円とするものであります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、国民健康保険料205万8,000円の減額、国庫支出金772万1,000円の増額、退職者医療療養給付費交付金167万1,000円の増額、県支出金421万5,000円の減額、共同事業交付金873万9,000円の増額、繰入金939万5,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費48万2,000円の減額、保険給付費184万4,000円の増額、共同事業拠出金322万3,000円の増額、保健事業費47万2,000円の減額、諸支出金143万2,000円を減額するものであります。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりでございます。

引き続きまして、議案第32号 平成27年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ301万1,000円を減

額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,099万4,000円とする補正予算であります。
また、第2条地方債の変更につきましては第2表地方債補正のとおりでございます。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、診療収入950万2,000円の減額、繰入金676万3,000円の増額、諸収入15万円の減額、村債10万円を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費192万8,000円の減額、医業費104万円の減額、施設整備費4万3,000円を減額するものでございます。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 議案第33号 平成27年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ199万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,788万8,000円とするものです。地方債の変更は第2表地方債補正のとおりです。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、水道加入負担金を54万1,000円減額、一般会計繰入金を86万6,000円減額、雑入を1万1,000円増額、村債を60万円減額するものです。

歳出につきましては、総務費を3万円減額、施設費を141万4,000円減額、簡易水道統合整備事業費を55万2,000円減額するものです。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 住民健康課長。

○住民健康課長（山口 亮君） 議案第34号 平成27年度道志村介護保険特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,106万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億717万9,000円とする補正予算であります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、保険料157万8,000円の増額、国庫支出金348万7,000円の減額、支払基金交付金445万5,000円の減額、県支出金148万5,000円の減額、繰入金325万2,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費77万2,000円の減額、保険給付費1,681万5,000円の減額、地域支援事業費11万8,000円の減額、基金積立金300万円の増額、諸支出金364万5,000円を増額するものでございます。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりでございます。

続きまして、議案第35号 平成27年度道志村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135万6,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましてご説明いたします。

歳入につきましては、介護サービス事業収入4万1,000円の減額、繰入金3万8,000円を増額するものでございます。

歳出につきましては、総務費3,000円を減額するものでございます。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願い申し上げます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 議案第36号 平成27年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,877万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億549万円とするものです。地方債の変更は第2表地方債補正のとおりです。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、浄化増負担金を145万7,000円減額、一般会計繰入金を571万3,000円減額、下水道事業債を1,160万円減額するものです。

歳出につきましては、営業費を340万3,000円減額、建設費を1,536万7,000円減額するものです。

詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議よろしくお願いたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 住民健康課長。

○住民健康課長（山口 亮君） 議案第37号 平成27年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ98万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,279万6,000円とするものでございます。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料55万6,000円の増額、広域連合支出金2万3,000円の減額、繰入金142万5,000円の減額、諸収入8万4,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費11万2,000円の減額、後期高齢者医療負担金59万6,000円の減額、保健事業費18万3,000円の減額、諸支出金9万1,000円を減額するものでございます。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願申し上げます。

○議長（山口博康君） 以上8案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 質疑なしと認めます。

次に、8案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号から議案第37号までの8案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

8案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号 平成27年度道志村一般会計補正予算（第6回）、議案第31号 平成27年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第3回）、議案第32号 平成27年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2回）、議案第33号 平成27年度道志村簡易水道事業特別

会計補正予算(第3回)、議案第34号 平成27年度道志村介護保険特別会計補正予算(第2回)、議案第35号 平成27年度道志村介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1回)、議案第36号 平成27年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算(第3回)、議案第37号 平成27年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)、以上8案件は原案のとおり決しました。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

(午後4時11分)

平成28年第2回道志村議会定例会

議事日程（第3号）

平成28年3月18日（金曜日）午後1時30分開議

- 第 1 議案第38号 平成28年度道志村一般会計予算
- 第 2 議案第39号 平成28年度道志村国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第40号 平成28年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算
- 第 4 議案第41号 平成28年度道志村簡易水道事業特別会計予算
- 第 5 議案第42号 平成28年度道志村介護保険特別会計予算
- 第 6 議案第43号 平成28年度道志村介護保険サービス事業特別会計予算
- 第 7 議案第44号 平成28年度道志村浄化槽事業特別会計予算
- 第 8 議案第45号 平成28年度道志村後期高齢者医療特別会計予算
- 第 9 議案第46号 道志村総合計画基本構想について
- 第10 発議第 1号 活火山防災対策の強化を求める意見書
- 第11 閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

1番	出羽和平君	2番	水越茂広君
3番	山口博康君	4番	池谷高明君
5番	大田博文君	6番	長田達義君
7番	山口力君	8番	山口勝也君
9番	杉本秀明君	10番	佐藤定三君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	教育長	長田和夫君
総務課長	山口晃司君	住民健康課長	山口亮君

産業振興課長 佐藤万寿人君 ふるさと創生
推進室長 諏訪本 栄 君
教育課長 山口幹夫君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局次長 佐藤太清君

◎開議の宣告

○議長（山口博康君） ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。

よって、平成28年第2回道志村議会定例会第3日目は成立しましたので、これより会議を開きます。

(午後1時30分)

◎議事日程の報告

○議長（山口博康君） これより本日の議事は、配付してあります日程表第3日目のおりであります。

◎諸般の報告

○議長（山口博康君） 諸般の報告を行います。

平成27年第6回定例会において議決された人口増加対策特別委員会の閉会中の継続調査について報告を求めます。

人口増加対策特別委員長、出羽和平君。

[「はい議長」という声あり]

○議長（山口博康君） 出羽和平君。

○人口増加対策特別委員長（出羽和平君） 人口増加対策特別委員会の閉会中の継続調査について報告いたします。

私たちは、3年前に問題意識を共有し、人口減少型社会にどう立ち向かい、どう取り組むかということを議員間で協議し、平成26年6月、人口増加対策特別委員会を設置し、道志村の人口減少の実態と少子化、人口減少対策の現状を調査し、課題を整理し、具体的な対策案の検討を進めてまいりました。

まずは、村内にいる若者たちに出会いの場を提供し、交際できるきっかけをつくろうと、婚活事業を立ち上げることにいたしました。また一方で、行政のチェックだけではなく、政策を立案し、提案し、お互いに競争し、住民福祉の向上に寄与するため会合を重ね、先進地を視察するなど積極的に活動をしてきました。一定の成果を得ることができたと思っています。

また、私たちは、議会の協議会の席で事業をPDCAサイクルで回すことの大切さをお互

いに再確認することになりました。道志村少子高齢化対策に対する調査に今まで取り組んできたことをみんなで検証し、次のアクションを起こすため、次につなげていくため、お手元に配付した資料にまとめ、今回の活動報告とさせていただきたいと思います。

以上で人口増加対策特別委員会の閉会中の継続調査について報告を終了いたします。

○議長（山口博康君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程の追加

○議長（山口博康君） お諮りいたします。

村長から、道志村総合計画基本構想について追加案件の提出がありました。

次に、佐藤定三議員より、活火山防災対策の強化を求める意見書について提出がありました。

これらを日程に追加し、追加日程第9、追加日程第10として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、道志村総合計画基本構想について、活火山防災対策の強化を求める意見書を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎議案第38号から議案第45号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口博康君） 次に、日程第1、議案第38号から日程第8、議案第45号までの8案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

担当課長は順次説明願います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 総務課長。

○総務課長（山口晃司君） 議案第38号 平成28年度道志村一般会計予算についてご説明いたします。

平成28年度道志村一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,700万円と定めたものとなっております。

歳入につきましては、1款村税1億9,898万2,000円、2款地方譲与税1,176万7,000円、3

款利子割交付金25万1,000円、4款配当割交付金125万5,000円、5款株式等譲渡所得割交付金85万6,000円、6款地方消費税交付金3,453万2,000円、7款自動車取得税交付金167万2,000円、8款地方特例交付金27万7,000円、9款地方交付税9億1,269万1,000円、11款分担金及び負担金214万9,000円、12款使用料及び手数料5,216万6,000円、13款国庫支出金8,277万1,000円、14款県支出金1億7,298万8,000円、15款財産収入47万3,000円、16款寄附金1億4,049万8,000円、17款繰入金1億1,047万3,000円、18款繰越金4,000万円、19款諸収入1,165万円、20款村債1億9,154万9,000円、歳入合計19億6,700万円となっております。

歳出につきましては、1款議会費4,413万4,000円、2款総務費3億6,245万2,000円、3款民生費4億436万2,000円、4款衛生費1億3,033万円、6款農林水産業費1億4,437万1,000円、7款商工費4,303万円、8款土木費1億9,210万1,000円、9款消防費1億2,023万7,000円、10款教育費2億3,195万円、12款公債費2億8,737万9,000円、13款諸支出金165万4,000円、14款予備費500万円、歳出合計19億6,700万円となっております。

款ごとの全体予算における割合は、議会費2.2%、総務費18.4%、民生費20.6%、衛生費6.6%、農林水産業費7.3%、商工費2.2%、土木費9.8%、消防費6.1%、教育費11.8%、公債費14.6%、諸支出金0.1%、予備費0.3%となっております。

歳入歳出の詳細につきましては歳入歳出予算事項別明細書のとおりとなっております。

なお、第2条地方債の内訳は第2表地方債によります。また、第3条において、地方自治法第235条の3第2項による一時借り入れの最高額を6億円と定め、第4条において、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳出予算の各項の経費の金額を流用できる事項を定めたものとなっております。

平成28年度一般会計予算につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 住民健康課長。

○住民健康課長（山口 亮君） 議案第39号 平成28年度道志村国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

第1条におきまして歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,146万円と定め、第2条におきまして歳出予算の流用について定めるものであります。

本村の医療費は平成23年度から平成25年度まで年々減少し、保険給付費も減少してまいりましたが、平成26年度から医療費の増加により保険給付費も増加傾向にあります。

平成28年度予算につきましては、全体で2,081万1,000円の増額、その中で保険給付費が1,919万円、9.8%の増加となり、28年度予算総額は6.1%の増加となっております。

歳入予算からご説明いたします。

国民健康保険料につきましては被保険者数の減少により169万円減額の6,881万2,000円と定め、使用料及び手数料2万円、国庫支出金につきましては療養給付費等負担金及び財政調整交付金の減少により8,953万円と定め、退職者医療療養給付費交付金は900万円増額の1,600万1,000円、前期高齢者交付金は1,059万1,000円増額の4,450万2,000円、県支出金2,717万7,000円、共同事業交付金は保険財政共同安定化事業交付金の増額により8,510万2,000円と定め、一般会計からの繰入金は457万4,000円減額の3,010万8,000円、繰入金1,000円、諸収入20万6,000円、財産収入1,000円と定め、歳入総額の合計を3億6,146万円と定めております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

総務費は40万8,000円減額の1,389万6,000円と定め、保険給付費は療養給付費の増額により1億9,445万5,000円と定めております。後期高齢者支援金等につきましては3,065万5,000円、前期高齢者納付金等2万3,000円、老人保健拠出金3,000円、介護納付金1,344万3,000円、共同事業拠出金314万6,000円増額の6,393万円、保健事業費272万2,000円、基金積立金1,000円、諸支出金につきましては診療所特別会計への繰出金の減額により4,083万2,000円、予備費150万円と定め、歳出総額の合計を3億6,146万円と定めております。

なお、詳細につきましては歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。

引き続きまして、議案第40号 平成28年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算についてご説明いたします。

第1条におきまして歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,635万5,000円と定め、第2条で地方債について、第3条において歳出予算の流用について定めるものでございます。

診療所の運営につきましては、医科診療所の医師交代による診療日及び診療時間等の変更に伴い、より住民ニーズに対応した地域医療の充実に努め、歯科診療所につきましては、機械設備の整備による医療の充実に努めます。

歳入予算からご説明申し上げます。

診療収入において、医科診療所3,943万1,000円、歯科診療所1,200万1,000円とし、総額を5,143万2,000円と定めております。使用料及び手数料は医科診療所10万2,000円、歯科診療所1,000円、繰入金につきましては国保会計から3,547万円、一般会計から3,255万6,000円、総額を6,802万6,000円と定めております。諸収入115万5,000円、村債を過疎対策事業債として

280万円、県支出金はへき地診療所設備整備費補助金として283万9,000円と定め、歳入総額の合計を1億2,635万5,000円と定めております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

総務費におきまして、医科診療所4,031万3,000円、歯科診療所2,646万2,000円とし、総額を6,677万5,000円と定めております。医業費につきましては、医科医業費3,429万2,000円、歯科医業費478万円、総額を3,907万2,000円と定めております。施設整備費につきましては、歯科診療所のデンタルユニット及び高圧蒸気滅菌器567万9,000円、公債費1,382万9,000円、予備費を100万円と定め、歳出総額を1億2,635万5,000円と定めております。

なお、詳細につきましては歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願い申し上げます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 議案第41号 平成28年度道志村簡易水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8,412万8,000円と定めさせていただきます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

歳入予算の内容でございますが、分担金及び負担金171万7,000円、使用料及び手数料760万円、国庫補助金300万円、県負担金350万円、繰入金3,469万1,000円、繰越金20万円、諸収入2万円、村債3,340万円とするものでございます。

歳出につきましては、簡易水道事業費が6,230万2,000円、公債費2,132万6,000円、予備費50万円とするものでございます。

第2条は、地方債について定めております。

なお、詳細につきましては歳入歳出予算事項別明細書のとおりです。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 住民健康課長。

○住民健康課長（山口 亮君） 議案第42号 平成28年度道志村介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

第1条におきまして歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,217万9,000円と定め、第2条におきまして歳出予算の流用について定めるものでございます。

介護保険につきましても、介護認定者は横ばいであるものの、保険給付費は年々増加傾向にあります。このため、平成26年度策定いたしました第6期介護保険事業計画の指針により、健康で生きがいのある生活支援、地域での見守り支援体制の充実、介護サービスの充実と介護保険制度の適切な運営による介護保険事業の推進を図るものでございます。

歳入予算からご説明申し上げます。

介護保険料につきましてもは240万3,000円増額の4,454万円と定め、使用料及び手数料を2,000円、国庫支出金4,919万6,000円、支払基金交付金5,715万8,000円、県支出金3,179万3,000円、繰入金につきましてもは一般会計等から3,798万8,000円を繰り入れるものでございます。繰越金は150万円、諸収入を2,000円と定め、歳入総額を2億2,217万9,000円と定めております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

総務費を269万2,000円減額の447万4,000円と定め、保険給付費につきましてもは817万1,000円増額の2億506万8,000円と定め、地域支援事業費1,008万5,000円、基金積立金1,000円、諸支出金155万1,000円、予備費100万円と定め、歳出総額を2億2,217万9,000円と定めております。

詳細につきましては歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。

続きまして、議案第43号 平成28年度道志村介護保険サービス事業特別会計予算についてご説明いたします。

第1条におきまして歳入歳出予算の総額をそれぞれ131万9,000円と定めるものでございます。

歳入予算からご説明申し上げます。

介護サービス事業収入を63万2,000円と定め、一般会計からの繰入金を68万7,000円とし、歳入総額を131万9,000円と定めております。

次に、歳出予算についてご説明申し上げます。

総務費においてシステム委託料を43万2,000円、事務機使用料を88万7,000円と定め、歳出総額を131万9,000円と定めております。

なお、詳細につきましては歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願い申し上げます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤万寿人君） 議案第44号 平成28年度道志村浄化槽事業特別会計予算についてご説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億1,765万3,000円と定めさせていただきます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものがございます。

歳入予算の内容でございますが、分担金及び負担金370万1,000円、使用料及び手数料1,516万8,000円、繰入金6,658万2,000円、繰越金10万円、諸収入2,000円、村債3,210万円とするものです。

歳出につきましては、営業費5,074万8,000円、建設費4,668万1,000円、公債費2,017万4,000円、予備費5万円とするものです。

第2条は、地方債について定めております。

第3条は、歳出予算の流用について定めております。

なお、詳細につきましては歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 住民健康課長。

○住民健康課長（山口 亮君） 議案第45号 平成28年度道志村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,523万3,000円と定めるものがございます。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から始まった制度であります。運営主体は山梨県後期高齢者医療広域連合であり、平成28年度の保険料につきましては改定せず、据え置きとすることとなりました。市町村の業務といたしまして、保険料徴収、各種申請受け付け、被保険者証の発行、広報PR業務などに努めております。

歳入予算からご説明いたします。

後期高齢者医療保険料につきましては1,478万7,000円と定め、広域連合支出金27万9,000円、使用料及び手数料として2,000円、分担金及び負担金10万円、繰入金として一般会計から

2,996万1,000円、諸収入を10万4,000円と定め、歳入総額を4,523万3,000円と定めております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

総務費として141万7,000円、後期高齢者医療負担金を146万4,000円増額の4,240万1,000円、保健事業費81万4,000円、諸支出金10万1,000円、予備費を50万円と定め、歳出総額を4,523万3,000円と定めております。

なお、詳細につきましては歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口博康君） 以上8案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 質疑なしと認めます。

次に、8案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号から議案第45号までの8案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

8案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号 平成28年度道志村一般会計予算、議案第39号 平成28年度道志村国民健康保険特別会計予算、議案第40号 平成28年度道志村国民健康保険診療所特別会計予算、議案第41号 平成28年度道志村簡易水道事業特別会計予算、議案第42号 平成28年度道志村介護保険特別会計予算、議案第43号 平成28年度道志村介護保険サービス事業特別会計予算、議案第44号 平成28年度道志村浄化槽事業特別会計予算、議案第45号 平成28年度道志村後期高齢者医療特別会計予算、以上8案件は原案のとおり決しました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口博康君） 日程第9、議案第46号 道志村総合計画基本構想について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） ふるさと創生推進室長。

○ふるさと創生推進室長（諏訪本 栄君） 議案第46号 道志村総合計画基本構想についてご説明いたします。

現道志村総合計画は、平成18年度から平成27年度の10年間の計画として制定され、今年度で終了となります。平成23年5月には、国の地方主権改革のもと地方自治法の一部を改正する法律が公布され、総合計画基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定は村の判断に委ねられることとなりました。

しかし、総合計画は従来からの村の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、村民にまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、法的な策定義務はなくなっても策定すべきと考え、道志村総合計画条例を制定し、これに沿って制定を進めてまいりました。

道志村総合計画は、道志村の魅力を高め、住みよい地域づくりを進めていく道しるべとして、まちづくりビジョンである基本構想を制定するものです。

道志村総合計画基本構想につきましては、村民の方々が真に豊かさを実感できる村づくりを目指し、「美しいむら」「住んでみたいむら」「教育環境が充実するむら」「安全・安心なむら」「自立した協働のむら」の5点を基本理念とし、「人と自然が輝く水源の郷」を将来像に掲げ、19の施策を基本計画に基づき実施し、都市住民との交流、村民同士の触れ合いなど、地域を通して豊かな心を育み、夢と活気にあふれた魅力ある美しいむらづくりを目指します。

そのために基本計画に現在の状況と5年後の施策の目標を示し、検証を行い、事業成果を確認することにより、その目標や達成状況を把握する中で必要に応じて計画の見直しを行い、将来像実現に向け計画的、効果的に事業展開していきます。

また、本計画策定においては、道志村総合計画条例第5条の規定により道志村総合計画審議会に諮問し、平成28年3月7日、原案が妥当と答申をいただきました。

以上が道志村総合計画基本構想の内容になりますが、総合計画基本構想を制定するには道志村総合計画条例第6条の規定により議会の議決が必要であるため、本案を提案いたします。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（山口博康君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり決しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口博康君） 日程第10、発議第1号 活火山防災対策の強化を求める意見書について議題といたします。

提出者、佐藤定三議員から提案理由を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 佐藤定三君。

〔10番 佐藤定三君 登壇〕

○10番（佐藤定三君） 発議第1号 活火山防災対策の強化を求める意見書。

国内の火山活動が活発化するなか、箱根町においては、大涌谷周辺における火山活動の活発化に伴う噴火警戒レベル引き上げ、警戒区域（立入規制区域）の設定により、住民生活及び地域経済へ大きな影響を及ぼしました。

御嶽山の教訓を受けて成立した、火山防災に関する事前対策の強化を打ち出した活動火山対策特別措置法の主旨を踏まえつつ、中長期的対策の検討を行う必要があります。

よって、国及び政府は、活火山防災対策の充実強化のため、次の事項について必要な措置を講じられるよう強く要望します。

1 国民の生命と財産をより確実に守り、風評被害を防ぐ観点からも、火山活動の状況に関する情報提供は、迅速かつ、住民や一般の方々にも分かりやすく発信する必要がある。そ

のため、国は火山活動に何らかの変化があった場合には、随時、地元の関係機関にその旨を確実に伝え、火山活動の評価を行い、その結果に応じて警報や予報を発表又は更新するとともに、国民が過不足なく適切に理解できるようにし、災害発生後においては、情報提供等を迅速かつ的確に行う体制を強化すること。

2 活動火山対策特別措置法改正により事前防災の強化を推進する一方、保守的な予防措置に伴う住民生活や事業者・農林水産業者等が被る経済損失拡大への考慮はなされていない。既存法による金融支援（セーフティーネット貸付等）や雇用支援（雇用調整助成金等）のみでの対応では支援策として不十分であり、風評によって長期的な打撃を被る観光関連産業等については根本的な支援策がないのが現状である。確度高く災害発生を予測しうる火山防災、世界最大の火山災害発生リスクを抱える我が国の特性を踏まえ、噴火警戒レベルの引き上げ等、国による私権制限に伴い生ずる損害に一定の補償をすること。

3 活火山噴火対策に関連する法律は、災害対策基本法をはじめ、災害予防、災害応急対応、災害復旧・復興に関する様々な法律・制度があり、所管する省庁も多岐にわたっているため、市町村の業務が煩雑になり対応が遅れる一因となっている。国として、市町村が迅速に対応できるよう、関係法律・制度の内容や実施すべき事項、住民・事業所等に対する経済的支援のあり方などがすぐに把握できるような、一元化したマニュアルを作成すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成28年3月18日。

道志村議会、議長 山口博康。

提出先、衆議院議長 大島理森殿。

参議院議長 山崎正昭殿。

内閣総理大臣 安倍晋三殿。

総務大臣 高市早苗殿。

国土交通大臣 石井啓一殿。

内閣府特命大臣 河野太郎殿。

以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山口博康君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり決しました。

◎閉会中の継続調査について

○議長（山口博康君） 日程第11、閉会中の所管事務の継続調査について議題といたします。

本件は、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長、各常任委員長から閉会中の所管事務の継続調査及び委員会活動を推進するため、研修等実施の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員長、各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長、各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することに決定いたしました。

以上で議事は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（山口博康君） ここで、長田村長から挨拶をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 長田村長。

○村長（長田富也君） 平成28年第2回道志村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

3月8日の開会以来、本日の閉会までの会期中に提出いたしました全議案につきまして慎重審議を賜り、原案どおり可決、承認をいただき、心から感謝を申し上げる次第であります。

寒さも例年になく穏やかだった冬を終え、桜の芽吹きを予感させる陽気となりました。一方で、地球温暖化の影響による農作物への悪影響も全国で報じられ、自然災害への備えも常に考えなければならないと思うところでもあります。

また、会期中の15日には、富士山で大規模噴火が発生した際には避難が必要になる忍野村と避難受け入れ協定を締結しましたが、防災トンネルの整備促進、避難施設の整備など、広域的な責任を果たしてまいりたいと考えているところでもあります。

さて、国は、都市圏への人口一極集中やそれに伴う経済構造の偏りを是正するために地方に元気を取り戻すふるさと創生法を設定し、それぞれの地域に合った振興策を総合戦略として策定することを義務づけられました。

これに伴い、本村においても、本年度、計画の最終年度を迎えた総合計画とあわせて昨年7月ごろから取りまとめ作業を進めており、本定例会において総合計画案の承認をいただいたことで全ての計画の策定が終了したことになり、平成28年度は、いよいよ施策の実施元年となります。議決をいただきました平成28年度予算においても総合戦略の施策は主要事業として位置づけられており、子育て支援、創業支援、産業の6次化、移住定住対策など、若者が定住に向けて希望の持てる村づくりを重層的かつ効果的に展開してまいりたいと考えております。

また同時に、福祉村構想の第一歩を踏み出す年と位置づけており、児童福祉から高齢者福祉まで、きめ細やかで切れ目のない支援を実践する所存です。学童施設、介護福祉施設の建設、各種健診事業の拡充の実施につきましても、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、昨日は、人口増加対策特別委員会から3年にわたる活動の報告書をいただきました。少子高齢化の進展をいち早く村の政策課題と捉え、各部会を通じてのご提言の数々には、議員各位の村に対する熱意を改めて感じたところでもあります。この貴重なご提言は今後の行政運営に反映し、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

加えて、協議会の中でご指摘をいただきました学校建設に伴う公債費比率の上昇につきましても、村の将来に負担を与えないよう配慮した財政運営を図り、事務事業費の節約に努めてまいりたいと考えております。

議会と執行機関は車の両輪のごとく、相互理解の中、良好な関係を築くことが必要と考え

ております。今後の行政推進に対しましてもご理解とご協力を重ねてお願い申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本定例会、まことにありがとうございました。

◎閉議の宣告

○議長（山口博康君） これで本日の日程を全て終了しましたので、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（山口博康君） これをもって平成28年第2回道志村議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後2時21分)

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
